

第10章 学校保健・学校給食

1 学校保健

日々変化する現代の社会環境は、児童生徒の心身の健康に様々な影響を及ぼしており、健やかな体と豊かな心をもち、たくましく生きる児童生徒の育成は、ますます重要となってきている。

したがって、学校保健は児童生徒及び教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を図るという教育目的の達成に寄与することを目指し、保健教育と保健管理の活動を明確にし、効果的な実践を行わなければならない。

保健教育と保健管理の活動を円滑に、かつ成果があがるように進めるためには、教職員が役割を分担して活動を組織的に推進するとともに、家庭や地域の関係機関・団体との連携を密にした組織活動の充実と組織の整備が不可欠な条件となる。

そのため、「学校における保健・安全指導の充実と保健管理の徹底」を重点として、次の施策を推進する。

1. 学校における保健教育

(1) 保健学習の充実

保健学習は、児童生徒が、心身の健康の保持増進に必要な知識の理解や技能の習得を通して、自らの意志を決定し、適切な行動選択を行うなどの実践力の育成を図ることである。

- ・小学校体育科の保健領域、中学校保健体育科の「保健分野」による単元構成の工夫
- ・関連教科における保健に関する学習
- ・養護教諭や栄養教諭等の専門知識をもつ人材の活用

(2) 保健指導の計画的な実践

保健指導は、児童生徒一人一人が、身近な生活における健康の問題に適切に対処し、心身ともに健康で安全な生活が実践できるようにすることである。そのため、学級担任、養護教諭をはじめすべての教職員及び学校医、学校歯科医、学校薬剤師、家庭や地域関係機関・団体の協力体制のもとに心身の健康問題が解決されていくよう計画的、継続的、かつ組織的に指導を行う必要がある。

特に今日的課題である心の健康、食生活等の生活習慣、薬物乱用防止、性の問題については、児童生徒の個別的な問題に即して課題を明確にし、教職員及び家庭等の共通理解を図り、自ら具体的な生活改善の方法を決定し、意欲的に実践できるよう個に応じた指導の充実に努める。

① 集団を対象とした指導

- ・学級活動における保健指導の工夫と確実な実施
- ・特別活動等他領域との関連を密にした指導
- ・保健安全・体育的行事における保健指導

② 個人を対象とした指導

- ・保健室や学級における個別指導
- ・日常の学校生活における指導

(3) 学校における保健管理

① 心身の管理

児童生徒の心身の健康状態を把握し、課題や内容を明確にして、適切な指導をする。

- ・健康観察、健康診断（就学時健康診断含む）の実施と事後処置・指導の徹底
- ・健康相談、健康相談活動の充実
- ・要保護児童生徒の継続観察と指導
- ・尿検査、生活習慣病の早期発見
- ・疾病予防、感染症予防、救急処置、出席停止及び臨時休業

② 生活の管理

児童生徒の保健・安全・食に関する状況を把握し、一人一人に応じた指導をする。さらに、健康に適した学校生活の実現を図る。

- ・健康管理・指導の充実
- ・家庭、地域社会及び関係機関等との連携
- ・食に関する状況調査をもとにした望ましい生活習慣の確立
- ・休憩時間中の遊びや運動の積極的な推進
- ・学校生活の情緒的雰囲気醸成

③ 学校環境衛生の管理

児童生徒が快適な条件のもとで学習し、しかも心豊かな学校生活を送ることができるように、学校環境の衛生的な管理、学校施設、設備の安全管理を充実する。学校給食では、特に食中毒や異物混入の未然防止については、日常点検とともに、関係者が連携し、衛生管理の徹底に万全を期す。

学校環境の安全管理については、学校施設・設備の中に潜在している危険を早期に発見し、人的・物的被害を最小限に食い止め、安全な教育活動を確保する。

さらに、学校管理下での災害に対して校内の救急体制の整備及び地域の医療機関との連携を図り、適切な対応をすることが重要である。

- ・学校環境衛生検査（定期、日常）とその事後措置
- ・学校施設・設備の整備や用具の安全点検と衛生管理
- ・校舎内外の美化
- ・日本スポーツ振興センター事業の推進及び助成
- ・感染症対策

(4) 学校保健活動における組織活動

学校保健活動を円滑に推進するために、学校の全職員、家庭、地域社会及び関係機関・団体など児童生徒にかかわりのある人々との連携を図り、組織的な活動や運営を図る。

- ・教職員の役割や専門性を生かした組織的な校内体制の充実
- ・家庭との連携強化
- ・地域社会、関係諸機関との連携及び学校間の連携
- ・学校保健委員会の組織、運営の充実

(5) 関係団体との共催による事業の実施及び助成

- ・学校保健会等への助成
- ・学校保健研究会等、関係団体の育成
- ・学校保健関係者研修会開催
- ・歯に関する図画・ポスター・俳句コンクールの開催
- ・学校環境衛生活動優良校等の選定

2 学校給食

本市の学校給食は、戦後それぞれの学校で始められ、その後、逐次センター方式に切り替えられた。昭和41年5月から「南部学校給食センター」が、昭和53年4月から「北部学校給食センター」が稼働し、これらの2か所の共同調理場で実施されてきた。現在は、平成22年9月から稼働した「新南部学校給食センター」と、平成24年1月から稼働した「新北部学校給食センター」で実施されている。

平成18年3月に市町村合併した墨俣町では、墨俣小学校において単独校方式で実施されていたが、給食調理施設の廃止に伴い、平成30年9月からはセンター方式に切り替えられ、南部学校給食センターで実施されている。上石津町では、平成15年4月から稼働した「上石津学校給食センター」で実施されていたが、令和6年3月末をもって廃止され、同年4月から南部学校給食センターで実施されている。

生涯にわたる健康を考えた場合、学校給食には大きな意味がある。

栄養バランスのとれた魅力ある食事の提供、給食時間を通して望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係の育成に努めるとともに、さらに地域社会との連携を図り、時代に即した学校給食を目指している

1. センターの概要

(1) 南部学校給食センター

所在地	大垣市外野3丁目13番地1
設立年月	平成22年4月
敷地面積	7,626.98㎡
建物面積	5,164.27㎡ 鉄骨造2階建 1F 3,656.42㎡ 2F 1,507.85㎡
主な機械類	ボイラー 3基、冷凍庫 5室、冷蔵庫 4室、パルスルー冷蔵庫 4基 回転釜 27基、食缶洗浄機 2基、食器洗浄機 2基、コンテナ 120基 連続揚物機 1基、連続焼物機 1基、トラックイン蒸し庫 1基 食品切裁機 9基、スチームコンベクションオーブン 9基 移動式煮炊釜 2基、包丁・まな板殺菌庫 4基、真空冷却機 2基 器具消毒保管庫 28基、トラックイン電気式消毒保管庫 18基 保存食用冷凍庫 2台、高速度ミキサー 4基
給食数	小学校（上石津義務教育学校前期課程含む） 5,803食 中学校（上石津義務教育学校後期課程含む） 2,950食 幼稚園 57食 教職員他 730食 合計 9,540食（令和7年5月1日現在）
共同調理対象校	小学校 12校 中学校 7校 義務教育学校 1校 幼稚園 2園
職員数	78人 事務職員 6人（うち3人会計年度任用職員） 栄養教諭 3人（県職） 調理員 69人（うち5人再任用、36人会計年度任用職員）

(2) 北部学校給食センター

所 在 地	大垣市草道島町474番地
設 立 年 月	平成23年12月
敷 地 面 積	3,613.43㎡
建 物 面 積	2,497.92㎡ 鉄骨造2階建 1F 1,928.41㎡ 2F 569.51㎡
主 な 機 械 類	ボイラー 3基、冷凍庫 2室、冷蔵庫 3室、パルスルー冷蔵庫 3基 スチームコンベクションオーブン 4基、連続フライヤー 1基 真空冷却機 1基、蒸し器 2基、蒸気回転釜 9基 球根皮剥機 1基、サラダ釜 1基、コンテナ 39基 容器洗浄機 2基、食缶バット洗浄機 1基、コンテナ洗浄機 1基 システム食器・トレイ洗浄機 1基、箸洗浄機 1基、小物洗浄機 1基 食缶前処理機 1基、カートイン消毒保管庫 13基 器具消毒保管庫 13基、天吊式コンテナ消毒装置 20基 プレート殺菌庫 2基、検食冷凍庫 2台
給 食 数	小学校 1,865食 中学校 1,066食 教職員他 269食 合 計 3,200食 (令和7年5月1日現在)
共同調理対象校	小学校 6校 中学校 2校
職 員 数	40人 事務職員 5人(うち1人兼務、1人会計年度任用職員) 栄養教諭 2人(県職) 調理員 32人(うち3人再任用、16人会計年度任用職員) 用務員 1人(会計年度任用職員)

2. 学校給食費（月額）の推移

(単位:円)

年 度 \ 区 分		小 学 校	中 学 校	幼 稚 園
平成 9～14 年度		3, 900	4, 500	5 歳児 3, 300
平成 15～17 年度		3, 900	4, 500	3 歳児 3, 200 (5 月から) 4 歳児 3, 100 5 歳児 3, 300
平成 18～20 年度	南 部 北 部	3, 900	4, 500	3 歳児 3, 200 (5 月から) 4 歳児 3, 100 5 歳児 3, 300
	上石津	4, 100	4, 750	—
	墨 俣	4, 100	—	—
平成 21～25 年度	南 部 北 部	4, 100	4, 700	3 歳児 3, 300 (5 月から) 4 歳児 3, 200 5 歳児 3, 400
	上石津	4, 300	4, 950	—
	墨 俣	4, 300	—	—
平成 26～30 年度	南 部 北 部	4, 250	4, 850	3 歳児 3, 400 (5 月から) 4 歳児 3, 300 5 歳児 3, 500
	上石津	4, 450	5, 100	—
	墨 俣	4, 450	—	—
令和 元～4 年度	南 部 北 部	4, 500	5, 100	3 歳児 3, 600 (5 月から) 4 歳児 3, 500 5 歳児 3, 700
	上石津	4, 700	5, 350	—
令和 5 年度 4～7 月	南 部 北 部	4, 500	5, 100	3 歳児 3, 600 4 歳児 3, 500 5 歳児 3, 700
	上石津	4, 700	5, 350	—
令和 5 年度 8～3 月	南 部 北 部	4, 900	5, 500	3 歳児 3, 900 4 歳児 3, 800 5 歳児 4, 000
	上石津	5, 100	5, 750	—
令和 6～7 年度	南 部 北 部	4, 900	5, 500	3 歳児 3, 900 4 歳児 3, 800 5 歳児 4, 000

※給食費は食材だけに支出している。